

酸素欠乏等危険作業特別教育 実施要項

本講習は、労働安全衛生法第 59 条第 3 項、労働安全衛生規則第 36 条第 26 号、酸素欠乏症等防止規則第 2 条に基づく「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」です。酸素欠乏・硫化水素中毒の危険がある作業現場では、労働安全衛生法に基づき、作業従事者に対して「特別教育」の修了が義務付けられています。本講習では、酸素欠乏症や硫化水素中毒の予防および安全対策に必要な知識を習得し、労働災害の未然防止を図ることを目的としています。

1. **日時** : 令和 8 年 7 月 17 日 9:00~16:00 (受付開始 8:30)
2. **会場** : 相生労働基準協会 2 階研修室 (〒678-0031 相生市旭 1 丁目 2-16)
3. **講習内容** (時間割) ※講師の都合により、時間割が変更となる場合があります (定員 28 名)

時間	内容	時間数
8:50~9:00	オリエンテーション	
9:00~10:10	酸素欠乏・硫化水素中毒の原因	1 時間 10 分
10:10~11:20	酸素欠乏症等の症状	1 時間 10 分
11:20~11:30	休憩	
11:30~12:30	空気呼吸器等の使用の方法等	1 時間
12:30~13:20	昼食休憩	
13:20~14:20	事故の場合の退避および救急処置	1 時間
14:20~14:30	休憩	
14:30~16:00	関係法令・安全衛生管理体制	1 時間 30 分
16:00~	修了証交付	

4. **対象者** 満 18 歳以上で、酸素欠乏・硫化水素の危険がある作業に従事される方、安全衛生担当者等。

特に以下のような作業に従事される方は、特別教育の受講が必要です。

- ・ マンホール、地下ピット、トンネル、浄化槽、排水処理施設などの閉鎖空間での作業
- ・ 下水道工事、配管工事、貯槽・タンク内の清掃・点検作業
- ・ 硫化水素が発生する可能性のある温泉施設、化学工場、農業用肥料施設等での作業
- ・ 酸素欠乏の恐れがある建築現場や解体現場での内部作業
- ・ 上記作業に従事する予定の新任者、または安全衛生管理を担う立場の方

5. **受講料** : 会員 : 8,580 円 (税込) テキスト代 : 1,430 円 (税込) 合計 10,010 円

非会員 : 10,780 円 (税込) テキスト代 : 1,430 円 (税込) 合計 12,210 円

6. **申込方法**

- ・ Web 受付 : 協会ホームページの講習ページよりお申し込みください。
- ・ 郵送申込 : 返信用封筒 (切手貼付) を同封の上、申込書をご郵送ください。

申込書はホームページよりダウンロード可能です。電話予約 : TEL. 0791-22-8404

- ・ 受講料振込先 : 兵庫信用金庫 相生支店 普通口座 187839 相生労働基準協会

※振込手数料はご負担ください。

7. **注意事項**

- ・ 受講者は受講票と本人確認書類 (運転免許証、健康保険証等) を受付にてご提示ください。

- ・遅刻、途中退場された場合、修了証は発行できません。※オリエンテーション終了後は遅刻扱いとなります。
- ・駐車場には限りがございますので、できる限り乗り合わせでご来場ください。
- ・ご提供いただいた個人情報は、本講習の運営以外の目的には使用いたしません。